

Q & A

—学生支援緊急給付金—

令和2年6月3日更新

※更新部分は赤字で表示しています

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|-------------------------------------|--|
| 1 | 申請資格 | 休学中ですが、申請できますか。 | 申請可能です。 最終的には他の条件も勘案し、総合的に判断させていただくことになります。 |
| 2 | 申請資格 | 留年中ですが、申請できますか。 | 申請可能です。 最終的には他の条件も勘案し、総合的に判断させていただくことになります。 |
| 3 | 申請資格 | 留学中ですが、対象となりますか。 | 対象となり得ます。 但し、国内の学生等と同様に、今般の新型コロナウイルス感染症による影響で、アルバイト収入が減少していることが要件となります。 最終的には他の条件も勘案し、総合的に判断させていただくことになります。 |
| 4 | 申請資格 | 年齢要件はありますか。 | ありません。 |
| 5 | 申請資格 | 成績不振等の事由により奨学金の受給が停止していますが、申請できますか。 | 受給状況に関わらず、既存の支援制度において奨学生の身分があれば申請可能です。 最終的には他の条件も勘案し、総合的に判断させていただくことになります。 |
| 6 | 支給要件 | 既存の支援制度とは何ですか。 | 既存の支援制度とは、①高等教育修学支援制度、②日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）、③民間等を含め申請が可能な支援制度です。 ※日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）は支給要件対象外です。 |
| 7 | 支給要件 | 高等教育修学支援制度とはどんな制度ですか。 | 令和2年4月より開始された 「授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）+給付型奨学金の支給」の2つの支援により、大学で安心して学んでいただくための国の奨学支援制度です。 （対象は学部生のみ） <文部科学省サイト：高等教育修学支援制度> https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html |

Q & A

—学生支援緊急給付金—

令和2年6月3日更新

※更新部分は赤字で表示しています

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|--|--|
| 8 | 支給要件 | 既存の支援制度を利用していない者は申し込めないのでしょうか。 | 原則として、いずれかの制度を既に利用している、あるいは申請中であることとしますが、いずれにも該当しない場合は、やむを得ない事情がない限り、対象となる制度への申請を行う予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。 |
| 9 | 支給要件 | 現在、既存の支援制度に申請中で採否がまだ決定していません。支給要件の対象になりますか。 | 現在、申請中であるということであれば「利用を予定している者」として扱い、支給要件の対象となります。この場合、奨学生証等の提出は不可能ですので不要です。 |
| 10 | 支給要件 | 現在既存の支援制度を利用しておらず、申請を行う予定なのですが、今から申請できる制度(日本学生支援機構奨学金)にはどのようなものがありますか。 | <p>今後、申請いただける日本学生支援機構奨学金は下記のとおりです。 詳細は大阪大学HPより確認してください。</p> <p>【学部生対象】 <給付奨学金(高等教育修学支援制度)・在学採用> https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2#zaigaku <給付奨学金(高等教育修学支援制度)・家計急変採用> https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2#kyuhen <貸与奨学金・在学採用> https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit#anchor-2</p> <p>【大学院生対象】 <貸与奨学金・在学採用> https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit#anchor-2</p> |
| 11 | 支給要件 | 日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)を利用しています。支給要件の対象とはならないでしょうか。 | 本制度では支給要件の対象外となっています。 |
| 12 | 支給要件 | 現在既存の支援制度を活用しておらず、申請を行う予定なのですが、今後申し込める民間等の申請可能な支援制度にはどのようなものがありますか。 | 大学に募集案内があった場合は、都度、KOAN掲示で周知のうえ公募しています。今後申請を行う予定の方は、KOAN掲示【奨学支援】をご確認ください。 |

Q & A

—学生支援緊急給付金—

令和2年6月3日更新

※更新部分は赤字で表示しています

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-----------------------|--|---|
| 13 | 支給要件 | 現在既存の支援制度を活用しておらず、今後申請を行う予定なのですが、採用に至らなかった場合は、給付金を返金することになるのでしょうか。 | 既存の支援制度に申請を行い、仮に採用に至らなかった場合でも、本給付金を返金していただく必要はありません。 |
| 14 | KOAN登録 | KOANアンケートに回答したが、送信ボタンが表示されず、回答を完了できません。 | (回答必須)項目に未入力がないか、文字数制限のある項目の文字数が制限を超えていないか確認してください。 |
| 15 | KOAN 入力内容 <Q19> | 新制度の第Ⅱ区分、第Ⅲ区分に採用されており、第一種奨学金も利用しているが、新制度のルールにより、第一種奨学金の貸与額に一律の金額調整がなされています。 (第Ⅱ区分→一律0円、第Ⅲ区分→20,300円(自宅生)、13,800円(自宅外生)に貸与額に関わらず自動的に調整) この状況で、限度額まで増額しても結果は変わらないのですが、増額を行う必要はありますか。 | 対応不要です。 給付奨学金+第一種奨学金を併用利用していることで要件を満たします。 |
| 16 | KOAN 入力内容 <Q19> | 新制度の第Ⅱ区分に採用されているが、現在第一種奨学金を利用していないため、今後申請を予定していますが、第Ⅱ区分の者が第一種奨学金に申込み、採用されても新制度のルールによる金額調整により実際に受けられる貸与額は0円となります。 このような状況でも、第一種奨学金に申し込まなければいけませんか。 | 第Ⅱ区分の採用者が第一種奨学金に新規で申込み、採用されてもメリットがないため、対応不要です。 新たに第一種奨学金に申請いただく必要はありません。 |
| 17 | KOAN 入力内容 <Q21> | 第一種奨学金の貸与額について、限度額まで増額を予定しています。 どうすればいいのでしょうか。 | 申込時点では増額予定であることで要件を満たします。至急対応する必要はありません。 増額を希望される方は、後日、KOAN掲示【奨学支援】にて通知のうえ、下記HPページより必要手続きについてご案内しますのでお待ちください。 <大阪大学HP奨学金ページ> https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/term_alter#lo_03 |

Q & A

—学生支援緊急給付金—

令和2年6月3日更新

※更新部分は赤字で表示しています

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------------------------|---|---|
| 18 | KOAN 入力内容 <Q19~Q21> | 第一種奨学金の限度額とはいくらのことですか。 | <p>【学部生】 <自宅生>45,000円 <自宅外生>51,000円 ※2018年度以降入学者については上記の限度額まで利用できない方も一部います 詳細は手続の際ご案内します</p> <p>【大学院生】 <修士課程>88,000円 <博士課程>122,000円</p> |
| 19 | KOAN 入力内容 <Q33> | 複数の奨学金を利用しています(給付、第一種、第二種)すべての奨学生番号を入力する必要がありますか。 | 原則、すべて入力してください。 全部わからない場合は、正確な奨学生番号を最低一つは入力してください。 |
| 20 | KOAN 入力内容 <Q33> | 第二種奨学金(有利子)のみ利用しています。支給要件の対象外ですが、奨学生番号の入力は必要ですか。 | 入力してください。 支給が決定した場合、第二種奨学金振込用の口座に給付金を振り込みます。 |
| 21 | KOAN 入力内容 <Q33> | 奨学生番号がどうしてもわかりません。どうしたらいいのでしょうか。 | 奨学生証、返還誓約書(控)等より確認してください。 どうしてもわからない場合は、(給付、第一種、第二種)のどの奨学金を利用しているかを入力してください。 |
| 22 | 提出書類 | 様式1(申請書)、様式2(誓約書)の提出は必要ですか。 | これらの記入事項はKOANアンケートの中に含んでいますので、提出不要です。 アンケート中で指示された書類を提出してください。 |
| 23 | 提出書類 | 大阪大学学寮・留学生寮に居住しています。自宅外証明書は必要でしょうか。 | 大阪大学で確認できますので提出不要です。 |
| 24 | 提出書類 | 住民税非課税証明書はだれのを郵送したらいいのでしょうか。 | 生計維持者(原則、父と母の2名)の証明書を郵送してください。 |

Q & A

—学生支援緊急給付金—

令和2年6月3日更新

※更新部分は赤字で表示しています

| 番号 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|---|---|
| 25 | 提出書類 | 住民税非課税証明書は何年度のものを郵送したらいいでしょうか。 | 平成31年度、令和2年度、いずれのものでも構いません。 (市町村により発行できる最新の住民税課税証明書の切り替え時期に当たっているため) |
| 26 | 提出書類 | 仕送りを受けていない場合も「預貯金通帳等の写し」の提出は必要でしょうか。 | 提出不要です。 |
| 27 | 提出書類 | 留学生ですが、非課税証明書の提出は必要でしょうか。 <Foreign students> Does a non-taxable certificate need to be submitted? | 提出不要です。 Foreign students are not required to submit a non-taxable certificate. |
| 28 | 提出書類 | <日本学生支援機構奨学金> 採用されたばかりで採用関係書類をまだ受け取っていない、あるいは実家にいる等の事情により奨学生証が手元にない場合はどうしたらいいでしょうか。 | 提出が難しい場合は提出不要です。 |
| 29 | 提出書類 | 新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援にはどのようなものがありますか。 | 主な公的支援制度については6ページに掲載していますのでご確認ください。 |
| 30 | 提出書類 | 公的支援制度に申請中だが、まだ結果が出ていないため、受給証明書を提出できません。 | 受給証明書を提出できない場合、申請書(控)等でも構いません。 |
| 31 | その他 | 書類を提出する際、郵送ではなく直接提出してもいいでしょうか。 | 書類の提出は、郵送のみの受付となっています。 |
| 32 | その他 | 学生支援緊急給付金は、将来返還する必要はないのですか。 | 返還の必要はありません。 但し、申請内容に虚偽があった場合は、返金いただくことがあります。 |

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

令和2年5月1日
独立行政法人日本学生支援機構

※1 日本学生支援機構では、下表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。

※2 下表の制度の実施機関では、日本学生支援機構の奨学金制度についてお答えできません。

| 番号 | 制度名 <small>※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、 新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。</small> | 主な実施機関 | 備考 |
|----|--|----------------------|---------|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資) | 日本政策金融公庫 | 事業主の方向け |
| 2 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付 | 日本政策金融公庫 | 事業主の方向け |
| 3 | 危機対応融資 | 商工組合中央金庫 日本政策投資銀行 | 事業主の方向け |
| 4 | セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証 | 信用保証協会 | 事業主の方向け |
| 5 | 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付 | (独)中小企業基盤整備機構 | 事業主の方向け |
| 6 | 小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け) | 都道府県労働局 | |
| 7 | 緊急小口資金、 総合支援資金(生活費) | 社会福祉協議会 | |
| 8 | 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予 | 厚生労働省 日本年金機構 | 事業主の方向け |
| 9 | 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予 | 地方公共団体 | |
| 10 | 国税・地方税の納付猶予 | 国税庁 地方公共団体 | |